

第2次大戦後の泡盛製造業の衰退と復興： 米軍政府下の酒造政策を中心に

小西, 史郎

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

91

(開始ページ / Start Page)

12

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

2023-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030170>

第2次大戦後の泡盛製造業の衰退と復興

-米軍政府下の酒造政策を中心に-

経営学研究科 経営学専攻

博士後期課程 2021 年度満期退学 小西 史郎

1 はじめに

前稿¹において筆者は、沖縄の泡盛製造業発展の過程を、①琉球王国時代、②明治から大正期、③昭和初期から昭和戦前期という時間軸の中で分析した。特にその中でも、昭和初期から戦前期にかけての泡盛製造業が、沖縄だけではなく東京を中心とする本土の消費市場においても目覚ましい成果を出した点に着目し、その主たる要因として、生産地である沖縄と消費地である東京の2つの酒造組合の働きが大きかった点を明らかにした。そして、そのことは同時に、「沖縄県経済の特徴は、後進、零細、従属の3点である。すなわち、前近代部分を多様に存在せしめ（後進）、資本形成も微弱な（零細）県経済は、その時々の「国策」と全国的な経済活動にほんろうされながら（従属）、大資本優位の、軍事侵略的な日本資本主義を支える底辺に位置づけられるのである」²という田港が指摘した近代沖縄県経済の特徴とは異なり、この時期の泡盛製造業が、それ以前の従属的、受動的な経営から、主体的、能動的な経営に変わったことを意味するという点を筆者は明らかにした。

しかし、この泡盛製造業の好況期は長くは続かなかった。この時期から日本は、太平洋戦争へと突入し、同時に泡盛製造業も、戦時下の国家管理体制、即ち統制経済に組み込まれることになる。特に沖縄はこの戦争で甚大な被害を受け、沖縄本島においてはほぼすべての産業がそれまで培ってきた経済基盤を失ってしまう。施政者は日本から米国に代わり、米国の支配のもとで戦後復興がなされることになる。

本稿は、先の論文の続編にあたるものである。この論文では、昭和初期から戦争直前までの泡盛製造業の状況、終戦直後の米国による沖縄統治の経済政策をレビューし、日琉民間貿易の再開に至る過程をたどりながら、戦後の米軍政下の泡盛製造業の衰退と復興が意味するものは何だったのかという点について考えてみたい。

2 昭和戦前期から戦後にかけての泡盛製造業の状況

2-1 戦前期の泡盛製造業の状況

昭和戦前期の泡盛製造業は非常に好調であった。図表1は昭和戦前期の泡盛製造の状況を示している。醸造石高、価額ともに昭和6年以降、昭和14年までほぼ毎年伸ばしており、戦時下のインフレを考慮しても価額は昭和8年の2,300,895円から昭和14年の4,573,965円と2倍近い売上金額となっている。また、移出石高は昭和2年の4,798石が昭和14年には15,108石と3倍以上に大きく伸ばしている。

¹ 小西(2022)

² 沖縄県(1972)『沖縄県史 第3巻各論編2 経済』「第一章 総説」(田港朝昭稿)3頁。

図表 1 昭和戦前期の泡盛製造の状況

和暦(年)	西暦(年)	醸造戸数	醸造石高	価額(円)	単価(円)	移出石高
昭和 2	1927	99	36,896	2,611,083	70.77	4,798
昭和 3	1928	100	26,081	1,897,086	72.74	4,646
昭和 4	1929	102	26,918	2,120,606	78.78	4,750
昭和 5	1930	100	23,220	1,682,532	72.46	5,450
昭和 6	1931	82	21,625	1,596,448	73.82	6,429
昭和 7	1932	89	23,407	1,864,309	79.65	8,005
昭和 8	1933	89	26,819	2,300,895	85.79	10,108
昭和 9	1934	88	28,973	2,559,355	88.34	11,008
昭和 10	1935	90	31,945	2,853,542	89.33	11,463
昭和 11	1936	89	33,103	2,994,505	90.46	13,369
昭和 12	1937	89	33,970	3,333,773	98.14	13,026
昭和 13	1938	89	33,462	3,495,874	104.47	14,330
昭和 14	1939	89	36,745	4,573,965	124.48	15,108

(出所)『沖縄県統計書』、『沖縄県酒造組合連合会誌』

さらに、図表 2 では、各市場の泡盛消費高（移出石高）を示しているが、東京市場の伸びが大きく、昭和 14 年には全移出石高の半分以上のシェアを占めている。大阪市場が伸び悩んでいるが、神戸市場やその他市場はその伸び悩みを補うように成長していることがわかる。

図表 2 各市場の泡盛消費高（移出石高）

和暦(年)	西暦(年)	東京市場	大阪市場	神戸市場	その他市場	年度計
昭和 10	1935	4,836	4,735	638	1,253	11,462
昭和 11	1936	5,624	4,553	768	2,423	13,368
昭和 12	1937	6,454	3,759	877	1,935	13,025
昭和 13	1938	7,461	3,958	948	1,964	14,331
昭和 14	1939	8,088	3,508	1,044	2,467	15,107
市場計		32,463	20,513	4,275	10,042	67,293

(出所)『沖縄県酒造組合連合会誌』

図表 3 戦前の沖縄の主な工業生産高（昭和 12 年）

品目	生産量	生産額(円)	シェア (%)	輸出量	輸出額(円)	シェア (%)
分蜜糖	32,481,145 斤	4,438,786	21.5	19,011,700 斤	3,734,025	20.7
糖蜜	7,828,981 斤	95,381	0.5	—	—	—
含蜜糖	83,490,945 斤	9,161,340	44.3	80,554,460 斤	10,261,345	57.0
帽子	73,212 打	887,176	4.3	73,875 打	1,457,775	8.1
綿織物	104,134 反	238,213	1.7	32,292 反	226,044	1.3
絹及び絹綿織物	16,676 反	118,736				
漆器	—	348,203	1.7	—	59,746	0.3
陶器	—	145,926	0.7	—	30,764	0.2
酒	37,259 石	3,346,541	16.2	18,689 石	2,043,653	11.4
木工業	—	825,953	4.0	—	—	—
その他	—	1,062,614	5.1	—	184,135	1.0
計	—	20,668,869	100	—	17,997,487	100

(出所)『沖縄大観』より作成

注：量の単位は、1 斤は約 600 グラム、1 打は 12 個（1 ダース）、1 反はおおよそ着物 1 着分の単位、

1 石は 180.39 リットル。

図表 3 は、昭和 12 年の沖縄の主な工業生産高である。生産額、輸出額ともに砂糖製造業（分蜜糖、糖蜜、含蜜糖）が圧倒的に大きく、全生産額に対するシェアは約 66%、全移出額に対するシェアは約 78%である。砂糖に次いで酒（泡盛）の生産額が大きく、シェアは約 16%、移出額のシェアは約 11%となっており、戦前期の沖縄においては泡盛製造業が、砂糖製造業に次ぐ規模の産業であったことがわかる。

以上のように、昭和 14 年ころまでの泡盛製造業の業績は順調であったが、昭和 15、6 年を境に戦時下の統制経済に組み込まれることになる。『沖縄県統計書』も昭和 15 年が最後の発行となった。戦時下の統制経済による最大の問題は、原料であるタイ碎米に輸入制限がかかったことである。政府は米穀の販売統制を開始し、昭和 14 年からタイ碎米も入荷量が減ることになる。図表 4 は、太平洋戦争直前のタイ碎米の入荷量であるが、昭和 15 年度になると、前年の 3 分の 1 以下になり、泡盛製造業は大きな困難に立ち向かうことになった。

図表 4 タイ碎米入荷表

年度	入荷量(石)
昭和10	63,054
昭和11	29,252
昭和12	39,309
昭和13	43,210
昭和14	37,424
昭和15	10,420

（出所）『沖縄県酒造組合連合会誌』

昭和 16 年に全国統制令が出されて、販売や原材料の購入が統制下におかれた。沖縄では沖縄県酒類販売株式会社が設立され、社長には沖縄県酒造組合連合会会長の石川逢篤が就任し、国策に沿った統制下の泡盛製造業を引き受ける形となった。しかし、昭和 18 年になると海上輸送の問題、応召による造り手の不足、原料米の入手難などの要因から日本本土への出荷が停止し、戦前の泡盛製造業は事実上終わりを迎えることになる³。

戦時中の国策としての泡盛製造の画期的な出来事としては、ビルマ（現ミャンマー）での泡盛製造がある。「当時ビルマには日本酒ビール工場があったが、沈殿物などが出て日本本土で造る酒に品質や味が近づけることが出来ず思いあぐねた軍が、暑い地方ではやはり亜熱帯地方の酒泡盛が適しているのではないかということになり、陸軍省から県知事と首里市長に要望書が届き、首里の業者間で話合った結果、同氏（後に瑞穂酒造社長となる玉那覇有義）が若いということでビルマ行となった」ということである⁴。ビルマには玉那覇のほかにも 4 名が赴任した。彼らの先輩たちが、「現地で購入できない資材を調達せよと、一人当たり、当時の金で五〇〇円の出資をされた。陸軍省からの援助はなく、成功の暁には権利・資材の全てを払い下げるという条件であったので、各先輩の出資は文字通り大きな支えになった」のだが⁵、実際の現地での待遇は、「軍からの月給で五百円、沖縄で毎日働いて三十円貰う従業員が現地では百五十円だった」という破格のものであった。当時の五百円は 30 坪の瓦屋が作れたほどの大金であったと書かれている⁶。このビルマでの泡盛製造は成功し、現地の軍人たちに大変喜ばれたとの話である。後に玉那覇が、「小さな島邦の伝統酒が、短い期間ではあったが、外地で製造されたというのは、酒造界史のなかでもそれなりの意義を持つのではないかと自負するものである」と述べているように⁷、東南アジアでの泡盛製造の成功は、泡盛の出自が東南アジアである点を裏打ちする意味と泡盛製造におけるおそらく初めてのグローバル化という意味から大変興味深い話である。

このビルマでの泡盛製造と直接的な関連があるかは不明であるが、戦後、米の調達が困難な時期に、ビルマ

³ 佐久本（1998） 85 頁。

⁴ 『醸界飲料新聞』第 42・43 合併号（昭和 52 年 1 月 7 日） 13 頁。

⁵ 沖縄県酒造組合連合会(1977)『沖縄酒造組合連合会誌』玉那覇有義「ビルマの泡盛工場と戦後の混乱期」 89 頁。

⁶ 『醸界飲料新聞』第 42・43 合併号（昭和 52 年 1 月 7 日） 13 頁。

⁷ 沖縄県酒造組合連合会(1977)『沖縄酒造組合連合会誌』玉那覇有義「ビルマの泡盛工場と戦後の混乱期」 90 頁。

と琉球政府⁸の間で長期貿易協定（1954 年から 57 年までの 4 ヶ年間）が締結され、琉球においてはビルマ米の政府割当を有利に獲得できたという事実がある⁹。

斯くして、昭和の戦前期における泡盛製造業は、昭和 14 年前後までの好況期から戦時期の統制経済の影響による衰退期へと進み、戦争末期に終焉を迎えることになる。

2-2 終戦から日琉貿易再開時までの経済状況

この戦争で沖縄、特に沖縄本島は、多くの人命、インフラ、戦前の製造工場などを失う。そして、戦勝国である米国は沖縄を、敗戦の 1945 年から日本に復帰する 1972 年までの 27 年間、その支配下に置き統治する。

田場は、敗戦後の沖縄について、戦後 5 年間は確固とした復興政策が取られず経済の混迷を強いられた点、1950 年代に入り基地建設や朝鮮戦争特需を契機として、ようやく戦前の経済水準に追いついた点、しかし、この時の経済復興は基地を中心とした政策に支えられていたため、必然的に沖縄経済が基地に依存したものとなった点を指摘している¹⁰。ここで特に着目すべきは、敗戦後 5 年間は復興措置が取られなかったことである。米国が沖縄本島に軍政府¹¹を樹立した 1945 年 4 月 1 日から 1946 年 4 月 15 日までの 1 年間、沖縄には通貨がなかった。この 1 年間、人々は米軍から無償で配給された食糧などで糊口をしのぎ、多少の私物を物々交換しながら生きていたのである。この通貨が存在しない経済をもたらした理由としては、以下の 2 点があげられる¹²。

- ① 戦火によって一切が破壊された結果、貨幣経済を支える経済基盤が存しなかったこと
- ② 米国海軍軍政府布告第 4 号「紙幣、両替、外国為替および金銭取引」（1945 年 4 月 1 日）、同布告第 5 号「金融機関の閉鎖および支払い停止令」（1945 年 4 月 1 日）によって一切の金銭取引が禁止されていたこと

山内昌尚は、『戦後沖縄通貨変遷史』¹³のなかで、戦後の沖縄における米軍統治に関係する通貨変遷の時期区分を以下のように規定している。

米軍統治時代 前期 （1945 年 6 月～1948 年 7 月）
米軍統治時代 中期 B 円時代（1948 年 7 月～1958 年 9 月）
米軍統治時代 後期 ドル時代（1958 年 9 月～1972 年 5 月）

この中の米軍統治時代前期においては、第 1 次通貨交換（1946 年 4 月 15 日～4 月 28 日）で法定通貨を、新円、証紙付旧円、米軍が発行した B 型軍票紙幣（B 円）¹⁴などとしたが、わずか 4 か月後には第 2 次通貨交換（1946 年 8 月 5 日～8 月 25 日）を行い、法定通貨を新円に限定した。しかし、新円不足により、法定通貨に B 円を加え、新円と B 円の二本立てとする。この時期まで米軍は法定通貨を新円に一本化するつもりだったようである。米軍統治時代中期（B 円時代）では、第 3 次通貨交換（1948 年 7 月 16 日～7 月 20 日）が行われ、琉球列島での法定通貨は B 円券に統一される。B 円券は、千円、100 円、20 円、10 円、5 円、1 円、

⁸ 琉球政府（1952-1972）は、米国民政府の下で琉球（沖縄）の住民を統治した行政組織。米国民政府に指名された行政主席がトップ。その下に民裁判所、立法、行政府の三権があったが、米国民政府は琉球政府の決定を破棄できた。1972 年の本土復帰でその機能は沖縄県などに移管された。

⁹ 『琉球要覧 第 1 巻』（1957）264 頁。

¹⁰ 琉球銀行調査部（1984）『戦後沖縄経済史』刊行の辞（田場典正稿）。

¹¹ 琉球列島米軍政府（United States Military Government of the Ryukyu Islands）は 1945 年 3 月～1950 年 12 月の間、沖縄諸島を統治し、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands）が 1950～1972 の間、沖縄統治を引き継ぐ。

¹² 琉球銀行調査部（1984）『戦後沖縄経済史』30 頁。

¹³ 山内（2004）。

¹⁴ 「B 円とは、1943 年 8 月米軍が日本領土への進軍を予定し、そのための準備としてワシントン紙幣印刷局において製造された円表示の B 号軍票である。」小野一郎（1968）「沖縄における日本円の消滅—B 円軍票のメカニズム—」1 頁。

50 銭、10 銭の 8 種類であった。

図表 5 B 円対 ドル交換レート

- | |
|--|
| ① B 円 10 円=1 ドル (1945 年 4 月～8 月) |
| ② B 円 15 円=1 ドル (1945 年 9 月～1947 年 2 月) |
| ③ B 円 50 円=1 ドル (1947 年 3 月～1950 年 4 月) |
| ④ B 円 120 円=1 ドル (1950 年 4 月～1958 年 9 月) |
| ※B 円 120 円=1 ドル=360 円 |

(出所)『戦後沖縄通貨変遷史』

図表 5 は、B 円対ドルの交換レートである。戦後の混乱期に交換レートが数度変わり、B 円が、沖縄での唯一の法定通貨となる 1948 年 7 月の第 3 次通貨交換時には、B 円 50 円=1 ドルであったが、1950 年 4 月からの 8 年半は B 円 120 円 (120B 円) =1 ドル=360 円に固定化された。また 1949 年 4 月に日本円は 1 ドル=360 円となり、1949 年末に 1 ドル=120B 円となっている。さらに B 円と日本円の関係では、第 3 次通貨交換時 (1948 年)までは、B 円対日本円の交換比率は、1 対 1 であったが、1950 年には、1 対 3 の B 円高となった。このことが、為替上においては復興期の沖縄が輸入依存の体制とならざるを得なかった要因であった。

では、なぜ米国はこのような為替政策を採用したのか。その要因については、前掲の『戦後沖縄経済史』のなかで詳細な分析がなされているが、要約すると、第 2 次大戦後の米ソを中心とする東西冷戦に向けた最前線基地として米国が沖縄に新たな基地建設を計画し、これにより沖縄の復興をはかると同時に日本を米国陣営側に組み入れるために日本の復興をもまた意図したことにある。戦後の約 5 年間、米国が復興政策をとらなかったことによって、沖縄の製造業を中心とした産業は生産力、供給力が疲弊した状態であった。1949 年 10 月に米国トルーマン大統領が基地建設予算を承認し基地建設は具体化を始める。基地建設には、労働力の確保と安い建設コスト、安い建設資材が必要であった。そして、沖縄の労働者を 5 万 5 千人集めること、日本から建設会社、建設資材を調達することが決まった。そのためには、沖縄の労働者にとって魅力的な賃金であること、日本から物資を安く調達することが重要であった。このような経緯を踏まえて、1 ドル=120B 円=360 円の B 円高の為替レートが出来上がる。基地建設労働者の賃金は 1 ドル 50B 円時に比較し、約 3 倍にはね上がり、求職者は殺到した。また、B 円高、日本円安に乗って日本本土の大手ゼネコン清水建設や大林組などが基地建設を請け負った¹⁵。このことは、「日本経済の早期復興を最優先する米国の対日政策を背景に、日本 (本土)の輸出産業の育成をはかること、ないし日本へドル外貨を稼がせる目的」であり¹⁶、しかし、それは同時に沖縄からの輸出を困難にし、沖縄を基地に依存した輸入経済に向かわせる大きな節目となった。沖縄の復興は基地建設とともに始まるが、輸入を中心とした第 3 次産業が急速に成長する一方、従来の輸出型製造業にとっては非常に厳しい状況となった。

¹⁵ 基地建設の経緯は、琉球銀行調査部(1984)並びに、田吹遥子「27 年間で 5 回も通貨が変わった沖縄 つくられた基地依存経済と 3 次産業の拡大」『琉球新報デジタルサービス』2019 年 5 月 15 日記事を参照。

¹⁶ 琉球銀行調査部(1984)『戦後沖縄経済史』193 頁。

図表 6 戦後の沖縄輸出入実績

(単位ドル)

年別		輸出額	輸入額	輸入額 ÷ 輸出額	バランス	備考
昭和 26	1951	1, 145, 126	14, 056, 954	12. 3	-12, 911, 828	民政府統計
昭和 27	1952	2, 609, 350	39, 814, 493	15. 3	-37, 205, 143	同上
昭和 28	1953	4, 599, 158	55, 370, 900	12. 0	-50, 771, 742	琉球統計報告
昭和 29	1954	7, 722, 947	54, 343, 276	7. 0	-46, 620, 329	琉球統計年鑑
昭和 30	1955	13, 436, 793	62, 695, 341	4. 7	-49, 258, 548	同上
昭和 31	1956	20, 166, 339	79, 457, 077	3. 9	-59, 290, 738	同上
昭和 32	1957	14, 953, 442	88, 824, 904	5. 9	-73, 871, 462	同上
昭和 33 (1～10 月)	1958	12, 788, 063	82, 443, 388	6. 4	-69, 655, 325	琉球税関統計

(出所)『琉球要覧 第 2 巻 1958 年版』より作成

注 (『戦後沖縄経済史』付録より) : 1951～1957 年については、輸出、輸入共に琉球人商社による有為替取引のみ計上。

図表 6 は、第 3 次通貨交換以降の B 円時代にほぼ時期が重なっており、極度の輸入超過の状況がわかる。戦前期、沖縄の泡盛製造業は、砂糖製造業に続く言わば県を代表する花形の輸出（移出）産業であった。しかし、終戦をはさんだ 10 年ほどの空白の期間を経て状況は一変することになる。泡盛製造業は、1950 年代にようやく復活の兆しを見せるが、そこには 1 ドル＝120B 円＝360 円の B 円高の状況が出現していたのである。

2-3 日琉貿易の再開

1946 年から 1950 年までの 5 年間の沖縄の輸出貿易は、民間による貿易とは異なり、当時の琉球貿易庁が輸出品を民間から買い上げ、それを米軍が海外に輸出する方式の政府貿易と呼ばれる形態であった。政府貿易の輸出品の中身は、螺鈿細工をはじめ工芸品向けの貝殻、海藻の一種であり虫下しの効果がある海人草(カイニンソウ)、百合根など水産物や農産物をそのまま輸出するのが主で、工業製品として黒糖は輸出されていたものの、戦前期と比較すると数量ははるかに少なかった¹⁷。

図表 7 政府貿易時代(1946-50 年)の輸出実績

品目	輸出額 (ドル)	シェア (%)
黒糖	227, 071	20. 0
ソテツ葉	33, 061	2. 9
海人草	229, 099	20. 1
貝殻	325, 794	28. 6
牛皮	12, 402	1. 1
大島紬	50, 330	4. 4
帽子原料	1, 721	0. 2
その他農産物	50, 139	4. 4
その他水産物	1, 602	0. 1
その他工業	206, 888	18. 2
5 年合計(1946-50)	1, 138, 107	100
年平均	227, 621	—

(出所)『琉球史料 第 7 集 経済編 2』より作成

¹⁷ 琉球銀行調査部(1984)『戦後沖縄経済史』286 頁。

図表 7 は政府貿易時代の輸出実績表である。5 年間の年平均で 227,621 ドルに過ぎない。民間貿易再開後の 1951 年実績が 3,431,724 ドルであるからその差は歴然である。民間貿易再開の動きは、1949 年 11 月 18 日の日琉貿易協定の締結による日本の外貨輸入予算への沖縄からの輸出品の計上が可能になったことが始まりであった。さらに、1950 年 4 月 17 日より 4 月 21 日までの間、東京連合軍総司令部経済科学局で日本琉球間の貿易協定に関する会議が行われる。この会議は、経済科学局外国貿易課のライアン氏が議長となり、マッカーサー司令部からは関係各局課代表、日本政府側は、関係各省及び経済保安課代表、琉球側からは軍政府商工部長アンドリュース氏、同商務課長ジョーンズ女史、同調査部副部長ジュリーバー氏、東京駐在輸出係官カイル氏及び琉球貿易庁総裁宮里辰彦氏が出席した。会議の主たる議題は琉球からの輸出であった。会議では、琉球からの輸出を促進すべきであるという意見で一致し、琉球側から提示された 4 月から 6 月末までの輸出計画が承認された¹⁸。

図表 8 はその時の輸出計画であるが、政府貿易の品目にほぼ準じている。上位を占めるのは、海人草、貝殻、珊瑚、亀甲などの水産物、食用の百合根、ソテツ葉などの農産物が多く、工業製品としては、黒糖、大島紬¹⁹、宮古上布は入っているが、酒（泡盛）は輸出品目に入っていない。これは、この当時日本政府がアルコール飲料の輸入を禁じていたことが要因としてあったようである。そして、この会議以降、酒以外の物はほぼすべて輸出が可能となった。しかし、酒もやや遅れて 7 月には軍政府の輸出許可が出ることになる。

図表 8 琉球輸出計画（1950 年 4～6 月期）

品目	輸出計画(ドル)	シェア (%)
海人草	120,000	20.0
黒糖	100,000	16.7
貝殻	100,000	16.7
百合根※	100,000	16.7
大島紬※	60,000	10.0
燐鉱石	36,000	6.0
ソテツ葉※	17,000	2.8
カツチ※※	5,000	0.8
宮古上布	2,000	0.3
珊瑚	2,000	0.3
牛皮	2,000	0.3
亀甲	2,000	0.3
鯉その他の雑輸入品	54,000	9.0
計	600,000	100

(出所)『琉球史料 第七集 経済編 2』より作成

※百合根、大島紬、ソテツ葉は戦前から奄美特有の移出品。

※※カツチはマングローブ等の樹皮から取れる褐色の染料エキスのこと。

その他、この会議では関税について問題が提起され、高い関税率の大島紬や宮古上布については、貿易促進の観点から適切な処置をとるということで合意がなされた。また、泡盛は 1950 年 7 月 17 日から 21 日の東京連合軍総司令部経済科学局での日琉貿易協定会議で日本への輸出が可能になったが、戦前の貿易実績もあることから、貿易の再開を見据えて、会議後に琉球側と日本政府大蔵省主税課が実務面で以下の内容を合意してい

¹⁸ 琉球政府文教局(1962)『琉球史料 第七集 経済編 2』7 頁。

¹⁹ 大島紬は奄美大島産だが、奄美大島は 1945(昭和 20)年から 1953(昭和 28)年まで、日本本土から分割され、琉球列島米
国軍政府を経て米国民政府の統治下に入ったため、その期間は沖縄の統計に含まれる。

る²⁰。

一、琉球産泡盛は焼酎の一種として取扱い、日本の酒税法に依って次の原料を発酵蒸留したものを焼酎と見なす。（日本酒税法第 9 条及酒税法施行規則第 3 条）米、麦、キビ、ヒエ、トウモロコシ、高粱、馬鈴薯、甘藷、菊芋、黒斗果、し子の実、澱粉、澱粉これ等の麴清酒糟、合成清酒糟、味りん糟、その他大蔵大臣の指定する物品

二、日本へ輸出する際、税関へ輸出地の証明書を提出せねばならない。（以下略）

ここにある証明書の内容は、次の通りであった。

一、製造者の住所氏名、又は名称

二、製造場の位置

三、酒類名及びそのアルコール度数

四、輸出数量 包装個数 石数

五、輸出予定年月日

六、原料品名

七、製造方法の概要

（イ）蒸溜機の種類

（ロ）蒸留後の加工の有無（添加物ある場合はその名称及数量）

こうした経緯を経て、日本と琉球間の民間貿易は、1950 年 10 月 20 付の米軍布令第 26 号「琉球列島における外国為替および貿易手続」²¹と米軍指令第 11 号「琉球列島における外国貿易および外国為替」²²の法令の公布により輸入も許可され、正式に再開されることとなった。

3 戦後の泡盛製造業の復興

3-1 米軍政府下の酒造政策

戦後の泡盛製造業の出発点を戦前から首里で酒造所を営む佐久本政敦は「昭和 20 年から昭和 23 年ごろまでは、ご承知のように戦争で全部やられて酒屋²³はほとんど壊滅状態だったんですよ。それで、米軍政府が出来まして、その財政部が酒の免許を南部に 1 軒、中部に 1 軒、北部に 1 軒と 3 つの軍政府直営の酒造所を作ったわけです」と述べている²⁴。

軍政府は昭和 21（1946）年 4 月に密造防止のため「酒類を製造し民間に配給するよう」指令を出した²⁵。これがおそらく戦後初めて米国から酒に関わる政策として出されたもので、米国海軍軍政本部指令第 126 号（1946 年 3 月 13 日付）「酒の醸造及分配の件」である。第一条に、「軍政府に依りて認可されたる者以外、酒類の使用、所持、売買、運搬、醸造、贈呈及び受領を禁ず」と書かれており、酒の醸造と分配が完全に米国軍政府の管轄下に置かれたことが明記されている。第二条には、「酒の醸造及び分配に対する公有専売制度の設立を免許す」と書かれ、さらに細目として、「専売の営業は軍政府に依り設立されたる沖縄人機構の特定責任とす」と書かれている²⁶。

その結果、首里市崎山町に首里酒造廠（佐久本政良工場長）、北部の金武村字伊芸に群島政府酒造試験場（幸地行啓工場長）、那覇市国場に真和志酒造廠（神村盛英工場長）、金武村字伊芸に伊芸酒造廠（崎山起松工

²⁰ 琉球政府文教局（1962）『琉球史料 第七集 経済編 2』8 頁。

²¹ 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅱ）』149 頁。

²² 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅳ）』543～545 頁。

²³ 沖縄では一般的に酒屋は泡盛製造会社（酒造所）を意味する。

²⁴ 佐久本（1998）232 頁。

²⁵ 佐久本（1998）195 頁。

²⁶ 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅳ）』101 頁。

場長)、北部の羽地村字仲尾次に羽地酒造廠(大城孫吉工場長)の官営5工場が設立された。その背景には、終戦以降、民間の密造酒製造が後を絶たなかったこと、工業用アルコールを飲んで事故が起きるなど、人々の酒に対する大いなる渴望があった。官営の酒造工場は米軍施設跡などに設備が造られた。原料は米軍の余剰米を使ったが、原料が足りず、砂糖や蘇鉄、チョコレートのようなものまで利用して製造したようである。しかし、わずか5工場では供給量は不十分で、民間の密造酒製造も相変わらず続いていた。軍政府は昭和23(1948)年になり、ようやく民間での酒造製造を許可する。

酒醸造に関する軍政府指令 琉球列島米軍政本部指令第36号(1948年10月25日)²⁷

第2条 民政府の専売である酒醸造業は厳正なる統制許可の下に個人企業を為さしめ沖縄民政府の代行機関とする。許可期間、製造条件、検査、貯蔵、配給、販売、収益及び税、並びにその徴収は知事の責任において沖縄民政府財政部主税歳入課が經濟部工業課と緊密な連絡をとってこれを行う。

第4条 酒醸造に使用すべき材料は人畜の食用としての消費に相当でない食物に限定される。

この軍政府指令第36号によって民間への泡盛製造は許可されることになるが、沖縄民政府²⁸を通じて製造に関して厳しく管理することが示されている。また原材料に関しては、人畜の食用に適さないものに限定されており、本格的な泡盛製造には程遠い状況であることがわかる。第36号に続いて、軍政府指令第39号²⁹(1948年10月26日)では企業免許に関する指令、翌1949年2月21日には軍政府指令第12号³⁰で沖縄群島の全酒造場から月24,000円の特殊税を徴収することが明記された。

そして、酒の輸出(移出)は、日琉民間貿易の再開後に遅れて認められた。しかし、その当時はまだ、多くの人々は食べることが最優先であり、品質の良い原材料が入手できるわけではなかった。また輸出先の日本本土も戦災によって、戦前のように泡盛を専門で扱う泡盛商や小売店の多くを失っていた。さらに、米軍占領下では、海外からウイスキーやブランデー、ワインなど魅力的な輸入酒も数多く入ってきており、戦争による10年間の空白で泡盛は完全に戦前の消費市場を失っていたといえる。

図表9 戦前戦後 品目別輸出実績推移

(単位:ドル)

品目	1940年	1940年 シェア (%)	1950年	1951年	1952年	1953年	1953年 シェア (%)
黒糖	6,656,107	47.3	199,985	2,361,250	2,540,934	3,685,017	48.9
大島紬	954,290	6.8	50,330	136,022	666,888	495,784	6.6
酒(泡盛)	921,417	6.6	—	1,000	16,726	27,662	0.4
牛	665,027	4.7	—	12,000	132,477	103,317	1.4
かつおぶし	400,855	2.8	675	—	97,000	214,765	2.8
帽体	360,999	2.6	3,215	17,171	89,041	147,960	2.0
宮古上布	174,805	1.2	—	11,240	81,553	—	—
百合根	126,034	0.9	34,980	7,965	58,663	25,579	0.3
皮革	42,585	0.3	12,402	72,050	74,089	—	—
海人草	33,402	0.2	209,099	239,954	146,767	199,727	2.6
貝殻	21,362	0.2	172,794	404,094	228,119	431,540	5.7
ソテツ葉	3,664	0.0	15,462	19,250	8,335	14,564	0.2
屑鉄	843	0.0	—	45,725	112,882	1,256,252	16.7
その他	3,704,441	26.3	702	104,003	748,715	940,399	12.5
計	14,065,831	100	699,644	3,431,724	5,002,189	7,542,566	100

(出所)『琉球史料 第7集 経済編2』より一部編集

注:表中戦前実績の円ドル換算は一律に100円=28.4375ドル。

注:戦後三年分は民政府統計、1953年は琉銀調査による。

²⁷ 月刊沖縄社(1983)『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅳ)』505頁。

²⁸ 沖縄民政府は、沖縄諮詢会(1945年8月20日設立)の後を受けて1946年4月に設立。琉球列島米軍政府の下で住民に対する行政を行った。沖縄民政府知事や沖縄議会の議員の任命権は米軍政府が持った。

²⁹ 月刊沖縄社(1983)『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅳ)』506頁。

³⁰ 月刊沖縄社(1983)『アメリカの沖縄統治関係法規総覧(Ⅳ)』519頁。

図表 9 は戦前戦後の沖縄からの輸出（移出）実績の推移である。1940（昭和 15）年の実績を基準として、先に述べた日本琉球貿易協定が合意された 1950（昭和 25）年から 1953（昭和 28）年までの 4 年間の輸出実績推移を確認することができる。黒糖は戦前実績までは届かないものの、着実に実績を伸ばしているが、酒（泡盛）の落ち込みは大きく、事実上完全に主たる輸出対象品目から外れてしまっている。興味深いのは、1953 年には屑鉄の輸出が急増している点である。この屑鉄は第 2 次大戦で沖縄近海に沈んだ戦艦など船舶の引き上げによるものが主のようであり、これらを日本本土で再利用する需要があったと推察される。

さて、日本琉球貿易協定の合意後、泡盛の輸出に向けて酒の醸造及び酒造税法に関する布令が整備される。軍政府布令第 20 号（1950 年 7 月 13 日）「酒の醸造及び酒造税法」には、以下の内容が盛り込まれている³¹。

- ① 酒造業は民政府から 1 年間有効の企業免許状の交付を受け、酒造の条件、検査、貯蔵、販売、純益及び課税並びに徴税などについては知事の責任において主管の財政部に行わせる。
- ② 甘藷、甘蔗のしぼり汁又は黒砂糖以外に酒の醸造に用いる原料は人畜の食糧及び飼料に適さない食料品に限る。また、様々な原料には食糧に適さないことを証明する不良品証明書の提出が必要。
- ③ 酒造税は、アルコール度数 50 度以上で 1 石に付き 6,000 円、35 度以上 50 度未満で 5,000 円、35 度未満で 4,000 円。
- ④ 島外輸出用の酒が、民政府の輸出証明書を受領した場合には税の一部または全部を払い戻す。

布令第 20 号では酒造業が免許制であること、原料は食糧に適さないものを使用することが再確認され、新たにアルコール度数ごとの酒造税額が決められた。

さらに、輸出に関しては、以下の米国軍政本部布令第 23 号（1950 年 7 月 31 日）「酒の移出規定」が出され、正式に許可が下りることになる³²。

- 一、 酒の生産地民政府の管外へ移出する酒は瓶、壺又は民政府税務課又は税務所の係員が封切のできるその他の容器に入れるべきものとする。移出用の酒を容れた容器には税金支払の際に破らなければ中味が移せない様に課税品なる印のスタンプを押した紙片で固くのりつけ封印すること。この封印紙には中味の酒の量、酒精分含有量、納税済の税額、日付が記載してあり且つ係の徴税官の署名がなければならない。
- 二、 前記の封印の外に容器には酒造者の方で酒造者の住所、氏名、酒の原料名、アルコール含有量及び量目（石又は升、合等を表した量目）を記載したレッテルを剥げない様にぴったり貼付しなければならない。

布令第 23 号では、移出する酒の瓶や壺は、絶対に中身が入れ替えられない様に封緘紙片を固く貼り付けること、封印のほかに酒造者の住所、氏名、酒の原料名などを記載したレッテル（シール）を貼ることが細かく指示されている。これは税金を正確に徴収するための偽造、変造対策であるが、このような商品ごとの厳密な管理が、瓶や壺に固有のシールを貼らせ他社の商品と自社の商品を区別させるきっかけとなり、泡盛という抽象的な概念から固有のブランドを持つ商品としての泡盛を造りだした要因となったのではないかと考えられる。戦前の泡盛の移出形態は、「量り売りの場合は、泡盛は醸造元でトゥータンとよばれるトタン製の泡盛樽に入れられて、各地の小売店に運ばれた」であり³³、消費地の東京などの小売店においても、個別のブランドではなく、一律に琉球泡盛として販売されていた。戦後になり、「泡盛のビン詰めは必然的に銘柄のラベルも付けられることを促した。1955（昭和 30）年頃から泡盛メーカーによっては各々銘柄の思案をはじめることになる」というように³⁴、容器に個別銘柄ラベルを貼付するスタイルに変わったのである。

³¹ 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅱ）』128 頁。

³² 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅱ）』146 頁。

³³ 萩尾（2004）136 頁。

³⁴ 萩尾（2004）137 頁。

先の軍政府第 23 号布令の目的は、酒造業者から確実に税金を取ることであり、その手段として、瓶や壺へのレッテル貼りを指示したが、このことがやがて、泡盛の製造会社ごとの銘柄ラベル貼付を通じて、泡盛各社のブランド化を推進した要因となったと考えられるであろう。

3-2 泡盛製造の民営化と組合の結成

昭和 23 (1948) 年に軍政府指令第 36 号によって泡盛製造が民営化され、製造希望者が募集された。『うるま新報』(1949 年 1 月 10 日)の「酒造業者定る」の記事には、「酒造免許委員会では 229 件の申請者中から次の通り、南部 40 件、中部 25 件、北部 33 件、合計 98 件を決定。軍政府の許可を得た」と記述され、許可者名簿が公開された³⁵。

【南部 42 件】

△那覇：新垣芳春、仲村清榮、仲本興公，△首里：佐久本政良、喜屋武幸誠、宮城康太郎，△糸満：上原重蔵、高嶺朝陸，△小禄：赤嶺政助、宮里喜正、奥原宗吉，△豊見城：上原恒雄，△兼城：石川逢常、上原長幸，△高嶺：德里實盛，△三和：山城亀助、山城幸吉，△具志頭：国場明●，▲東風平：神谷俊彦、比嘉昌廣，▲玉城：新屋光徳、八幡眞人，▲佐敷：瀬底正豊、神谷光安，△大里：外間守全、宮城盛清、知念治雄、上原興保、島袋盛輝、新垣寛榮，△南風原：上原瀧太郎、金城榮礼，△真和志：神村盛英、平良良松，△港：津波古充章，△浦添：仲間カマド、花城清用，△西原：小橋川盛順，△仲里：平良正蔵、新崎盛秀，△具志川：平良正五郎、安里松徳，

【中部 25 件】

▲中城：比嘉成一、新垣恒善，▲北中城：比嘉善金，△宜野湾：知花正文、石川榮良、具志堅興雄，△北谷：真壁朝潤、玉那覇明，△読谷：天久源吉、新垣亀作、比嘉平吉郎，△石川：佐久川朝清，△美里：古堅宗全、兼島良思、当間嗣榮、屋宜宣恒，△具志川：松本力、諸見里蒲戸、仲本雄伸，△与那城：伊礼恒有、内間祐政、新屋敷武一，△勝連：松井蒲、島乃原心、徳原義松，

【北部 36 件】

△名護：慶佐次興榮、玉那覇實信，△屋部：宜保吉仲、大城陽盛、具志堅興善，△金武：崎山起松、幸地行啓、奥間徳助，△宜野座：島袋源太郎，△久志：宮城安範、宮城重敏、比嘉敬浩，△東：比嘉仁吉，△国頭：与儀幸光、山城信英、山城榮秋、山入端立盛、宮城親榮，△大宜味：大城榮吉、金城徳正，△羽地：大城孫吉，△屋我地：島袋善政、田港朝紹，△今帰仁：金城寛五郎、大城善英，△本部：玉城勝太郎、山川宗道、上間嘉精，△上本部：喜納政高，△伊江：安里盛光，△伊是名：銘苅正助、伊礼徹，△伊平屋：名嘉英保，△恩納：豊里友正、大城守幸、玉那覇仁恵，

記事の記述と許可者の数字が合わないが、その要因は不明である。また、上記沖縄本島とは別に宮古 63 名、八重山 44 名が交付を受けた。この内、戦前からの酒造業者は 11 名、残りは戦後になって酒造業を始めた人達であった³⁶。このリストには、戦後の官営 5 工場の工場長は全員含まれており、津波古充章（那覇 大平酒造、現津波古酒造）、神村盛英（那覇 神村酒造）、佐久本政良（首里 咲元酒造）など戦前からの歴史ある酒造所に交じり、戦後のこの時期に創業した平良正蔵（仲里 現久米島の久米仙酒造）ら新興の酒造家の名前がみられる。意外なことに首里からわずか 3 名しか交付を受けておらず、改めて首里近辺の戦災による被害の大きさを想像することができる。首里の佐久本政良は戦前、沖縄県酒造組合連合会会長をしており沖縄の酒造界において中心的な人物であるが、戦後黒麹菌を再発見した人物として書かれている。その時の話は、「(黒麹菌を)佐久本政良が瓦礫の山となった自分の酒造工場跡に埋まった「ニクブク」から再発見した。「ニクブク」とは、戦前、稲わらの茎で編んだやや厚みのある藁(ござ)で、その上に蒸し米を広げて麴米を作ってい

³⁵ 『うるま新報』の記事には、地域名の前に△と▲が示されているが、その違いについては不明である。●は文字が判別できない箇所である。

³⁶ 佐久本(1998) 102 頁。

た」というものである³⁷。この発見された黒麹菌が実際の泡盛製造に使用できるようになるまでには、試験場での培養等に時間を要したようであるが、泡盛製造の特徴の一つが南国での酒造りに適した黒麹菌であるから、この発見は非常に大きな意味を持った。

酒造業の民営化によって、再び泡盛製造業はスタートするが、戦前の首里を中心とした泡盛製造は、首里以外の地方や離島に急速な広がりを見せることになった。図表 10 は、大正から昭和の戦前期にかけての地域別泡盛製造戸数並びに製造価額と昭和 24 年に酒造業が民営化された時点での申請許可件数を示している。この表からは、戦前の泡盛製造に関しては、どの時期も戸数、製造価額ともに首里が圧倒的に大きなシェアを占めていることがわかる。大正 10 年では、戸数は全 108 戸のうち 77 戸（シェア 71%）、製造価額は全体合計で 2,746,509 円のうち 2,002,026 円（シェア 73%）であり、昭和 15 年では、戸数は全 90 戸のうち 48 戸（シェア 53%）、製造価額は全体合計で 4,039,134 円のうち 2,424,084 円（シェア 60%）となっている。それが、戦後、酒造業が民営化された時点での申請許可件数はわずか 3 件、沖縄本島分で 103 件が許可されているのでシェアは 3%であり、これに宮古、八重山分の 107 件を含めるとわずか 1.4%であった。

図表 10 戦前の地域別泡盛製造戸数並びに製造価額と民営化時申請許可数

	大正 4 (1915) 年		大正 10 (1921) 年		昭和 12 (1937) 年		昭和 15 (1940) 年		昭和 24 (1949) 年
	戸数	価額(円)	戸数	価額(円)	戸数	価額(円)	戸数	価額(円)	申請許可数
首里	82	688,160	77	2,002,026	47	1,988,656	48	2,424,084	3
那覇	21	217,155	18	515,755	16	726,180	16	844,896	3
南部	10	23,076	6	123,431	2	44,196	2	43,104	36
中部	3	6,195	3	32,958	1	11,780	1	15,132	25
北部	2	4,788	—	—	3	117,012	4	229,664	36
宮古	—	—	—	—	8	324,374	8	348,726	63
八重山	5	8,684	4	72,339	12	121,575	11	133,528	44
計	123	948,058	108	2,746,509	89	3,333,773	90	4,039,134	210

(出所) 戦前『沖縄県統計書』、戦後『うるま新報』、『沖縄県酒連 50 年誌』

民営化がスタートし、一時は 100 を超える泡盛製造業者が泡盛製造を開始することになる。軍政府の布令は、原料は人畜の食糧に適さないものというものであるから、品質は良いわけはなかったが、酒なら何でもよいという時代でもありよく売れたようである。このような品質も価格も統制が取れない状況下で税務署管区ごとの組合が生まれる。そして、「南部酒造組合（花城清用組合長）」、「中部酒造組合（松本力組合長）」、「北部酒造組合（山川宗道組合長）」、と地域ごとに結成された組合が合同し、昭和 25（1950）年、「琉球酒造組合連合会（初代会長は花城清用、副会長は山川宗道、松本力）」が任意団体として発足する。組合として先ずやらなければならない仕事は、原料米の調達であった。軍政府に対して陳情を重ね、ようやく原料米輸入の許可をもらう。様々な交渉を経て、昭和 26（1951）年 7 月に、日本政府から 1,000 トンのタイ碎米の払下げに成功する。

図表 11 戦前戦後沖縄における米の輸入生産比較表

(単位 kg)

種別／年別	1940 年 (昭和 15)	1951 年 (昭和 26)	1952 年 (昭和 27)	1953 年 (昭和 28)	1954 年 (昭和 29)	1955 年 (昭和 30)
輸入米	30,964,856	56,288,042	51,697,059	58,377,000	43,168,411	51,656,000
生産米	23,011,632	11,979,120	16,386,560	18,923,872	21,940,852	24,162,035
計	53,976,488	68,267,162	68,083,619	77,300,872	65,109,263	75,818,035

(出所)『琉球要覧 第 1 巻』

³⁷ 沖縄県酒造組合連合会(2000) 40 頁。

図表 11 は、戦前、戦後の沖縄における輸入米と生産米の比較表であるが、生産米に関しては、戦前レベルに追い付いていないが、輸入米に関しては、1951 年時点では、戦前を大きく上回っており、相応の供給量はあったと考えられる。ただし、輸入米の品質面では、食糧に適さないものもあったようで、規格に外れた碎米が含まれていた。碎米には A1、B1、C1 などの品質レベルの分類があった³⁸。しかし、タイからの碎米は品質レベルの低いものでも他の原料よりはるかに泡盛製造には適していた。おそらく品質レベルの低いものなら払い下げてよかろうという理由で許可が出たのではなかろうか。

図表 12 戦前戦後の輸入米の状況

種別／年別	単位	1940 年 (昭和 15)	1951 年 (昭和 26)	1952 年 (昭和 27)	1953 年 (昭和 28)	1954 年 (昭和 29)	1955 年 (昭和 30)
内地米	石	9,760	—	—	—	—	—
台湾米	石	134,919	—	—	—	—	—
ビルマ米	石	—	—	—	188,453	271,020	202,804
碎米	石	—	—	—	—	16,651	126,453
その他	石	64,543	380,325	349,304	205,986	4,007	19,770
計	石	209,222	380,325	349,304	394,439	291,678	349,027
	kg	30,964,856	56,288,042	51,697,059	58,377,000	43,168,411	51,656,000

(出所)『琉球要覧第 1 巻』

図表 12 は図表 11 の輸入米の輸入先内訳と数量である。戦前期は昭和 15 年の実績のみを示しているが、昭和 15 年以前より継続的に台湾米、内地米（日本本土）、タイ米などが輸入されていた。戦後は、軍政府がガリオア資金³⁹によって輸入していたが、1952 年からは琉球政府が商業資金をもって直接買い付けられるようになった。また、1953 年からはビルマ政府と琉球政府間との長期貿易協定（4 か年）の締結によりビルマ米が輸入されるようになった⁴⁰。先にも述べたが、戦時中にビルマで泡盛製造が行われており、その結果がビルマ米の輸入につながったとすれば大変興味深いことだが、その真偽は不明である。

昭和 26（1951）年になると、組合とは別に、本土からの輸入米の確保と本土への輸出を取り仕切る商社の役割を担う「琉球泡盛産業株式会社」を連合会の会員が株を出し合い設立する。資本金は 1 千万 B 円、1 千株であった。社長に佐久本政良、専務に親泊元信が選任された。営業種目は①泡盛の輸移出、②酒造用諸物資の購入、③内外国との諸種の貿易などであった⁴¹。この会社は、タイ碎米の輸入⇒ 酒造業者への原料米販売⇒ 酒造業者から未納税酒の買い上げ⇒ 県外への輸出（移出）という製造から販売へのサイクルを循環させる役割を果たした。このような努力の結果、泡盛製造に原料としての米が再び使われる状況が生み出された。そして昭和 26（1951）年 11 月、20 石の泡盛が戦後初めて本土に出荷されることとなった。

³⁸ 沖縄県酒造組合連合会（2000）『沖縄酒連 50 年誌』47 頁。

³⁹ ガリオア資金（Government Appropriation for Relief in Occupied Area）米国の第 2 次大戦後の占領地域救済政府資金。戦後沖縄にも多額の資金が投入されている。

⁴⁰ 琉球政府（1957）『琉球要覧第 1 巻』264 頁。

⁴¹ 沖縄県酒造組合連合会（2000）『沖縄酒連 50 年誌』43 頁。

3-3 泡盛製造業の進展

原料米の確保ができるようになると、泡盛製造に目途が立った。輸出高は、1952 年 295 石、1953 年 503 石、1954 年 908 石、1955 年 1,808 石と順調に増加した。図表 13 は、事業所数（醸造戸数）、製成石高（醸造石高）、輸出石高（移出石高）を戦後と戦前の各 10 年間で比較した表である。事業所数（醸造戸数）は戦前が 89 社前後で安定していたのに対して、戦後は 1958 年の 115 社が 1960 年には 97 社まで減少している。しかし、1939 年と 1960 年の比較では、89 社対 97 社とそれほど大きな差にはなっていない。その一方、製成石高（醸造石高）の比較では、戦前が 1930 年から 1939 年までほぼ順調に増加したのに対して、戦後は 1956 年の 33,642 石が最高でそれから徐々に製成石高を減らし、1960 年の製成石高は 24,948 石と 5 年間で 25%強も減少している。輸出石高（移出石高）では、戦前が 1930 年の 5,450 石が 1939 年の 15,108 石へと約 2.8 倍伸ばしたのに対して、戦後は 1956 年の 2,519 石がピークでその後は 1,500 石前後に留まっている。1939 年と 1960 年の比較では、製成石高が、1939 年は 36,745 石、1960 年は 24,948 石と約 1.5 倍、輸出石高が、1939 年は 15,108 石、1960 年は 1,613 石と、9 倍強となっており、戦後よりも戦前の方が、製成石高、輸出石高ともに大きく、特に輸出石高（移出石高）の差は戦前と戦後で、約 9 倍の差という非常に大きな差となっていたことがわかる。

図表 13 戦後と戦前の各 10 年間 泡盛製造業の事業所数・製成石高・輸出石高比較

戦後（1951-1960）					戦前（1930-1939）				
和暦	西暦	事業所数	製成石高	輸出石高	和暦	西暦	醸造戸数	醸造石高	移出石高
昭和 26	1951	—	—	20	昭和 5	1930	100	23,220	5,450
昭和 27	1952	—	—	295	昭和 6	1931	82	21,625	6,429
昭和 28	1953	—	20,139	503	昭和 7	1932	89	23,407	8,005
昭和 29	1954	—	22,630	908	昭和 8	1933	89	26,819	10,108
昭和 30	1955	113	32,306	1,808	昭和 9	1934	88	28,973	11,008
昭和 31	1956	—	33,642	2,519	昭和 10	1935	90	31,945	11,463
昭和 32	1957	—	32,624	1,432	昭和 11	1936	89	33,103	13,369
昭和 33	1958	115	30,069	1,564	昭和 12	1937	89	33,970	13,026
昭和 34	1959	110	28,339	1,543	昭和 13	1938	89	33,462	14,330
昭和 35	1960	97	24,948	1,613	昭和 14	1939	89	36,745	15,108

（出所）『沖縄県統計書』、『沖縄県酒造組合連合会誌』

注：戦後の製成高、輸出高の元資料はリットル(l)表示。1 石＝180.391 リットルで換算

戦後の製成石高と輸出石高の数値の推移に関して、『琉球銀行十年史』では、「生産高（製成高）は年々増加を辿り、55 年には、32,306 石を生産し、昭和 11（1936）年に比較して 95%の復興振りを示した。しかしながら島内産酒類に対する消費税面の保護措置によって高値の輸入酒類に代わり泡盛の島内需要が戦前より大巾に伸びたため、生産増加の割には輸出は余り伸びを見せず、56 年において戦前の 21%を輸出することとなり、泡盛の輸出産業としての地位は総輸出額の 0.6%まで後退を示した」と書かれている⁴²。

しかし、先に述べたように、製成石高、輸出石高ともに 1956 年以降は減少し続けており、「泡盛の島内需要が戦前より大巾に伸びたため、生産増加の割には輸出は余り伸びを見せず」という指摘は、こと輸出に関しては当たっているとは考えにくい。戦後の泡盛の輸出先（移出先）は日本本土であった。確かに 1956 年までは順調に輸出石高は伸びていたが、1957 年に激減しそれを境にその後は 1960 年までほぼ減少傾向が続いて

⁴² 琉球銀行（1962）『琉球銀行十年史』62 頁。

いる。この要因は、「1960 年前後における、洋酒やビールの好調に押され、泡盛業者間の過当競争は激化し、値引きによる乱売がおこなわれる中、酒造組合連合会が中心となって乱売を防ぐための対策をはじめている」と指摘されているように⁴³、ウイスキーやビールなどの輸入酒の影響が大きかったと考えるのが妥当ではなかろうか。

泡盛の輸出が再開され、様々な問題が出てくる中、琉球政府は「酒税の保全及び酒造組合等に関する立法」を昭和 32（1957）年に公布する。この法令は、酒税を保全するための酒造組合法⁴⁴であった。以下、主な条項を記載してみる。

第 1 条には、「酒類製造業者が組合を設立して酒類製造業の改良発達を図り、営業上の弊害を矯正し信用を保証するとともに、酒税の保全に対して協力することをもって目的とする」と酒造組合の協力で酒税を徴収するという目的が明記されている。第 3 条には、「酒造組合は法人とする」という一文が入り、第 4 条では、①営業を目的としないこと、②酒類製造業者は組合に加入するものとする、③組合員の議決権は平等であることの 3 点が示された。そして、第 39 条では、酒造組合の事業として、酒類の販売、原材料購入の斡旋、資金の借り入れ斡旋、酒類の品質向上に関する研究及び指導などを行うことが示されている。さらに第 57 条は、各地区の酒造組合はその目的達成のため琉球政府管轄内を 1 区とする酒造組合連合会を組織できると規定され、戦前の沖縄県酒造組合連合会の系譜を継ぐ琉球酒造組合連合会が昭和 33（1958）年、正式に認可される運びとなった。

琉球酒造組合連合会の正式認可と同年、昭和 33（1958）年 9 月、沖縄は B 円時代に幕を閉じドル時代に移行することになるが、戦後の泡盛製造業の大きな枠組みは、終戦から B 円時代に至る過程の中で規定されたとっても過言ではないであろう。そして、その復興への道のりは非常に厳しいものであったと言える。

3-4 考察

以上のように終戦後から 1950 年代の米軍政府下における泡盛製造業の流れを見てきた。その中でどのようなことが考えられるのか、考察してみたい。

第 1 に言えることは、戦後の泡盛製造業の復興に関しては米国の政策（特に酒造政策）がかなり大きな影響を与えたという点である。戦後の日琉貿易の流れを見ると、1945 年から 1950 年に至る 5 年間は琉球貿易庁による輸出貿易が行われていた。しかし、その品目は水産物、農産物など人の手がほとんど加わっていないものが主で、工業製品としては、黒糖、大島紬などが少量、少額あるだけで、この時の政府貿易に酒（泡盛）は含まれていない。また、1950 年 4 月に米軍政府、日本政府、沖縄民政府の 3 者で、日琉の民間貿易再開について話し合いがもたれた時にも輸出計画の品目として酒（泡盛）は取り上げられていない。しかし、泡盛は戦前期には沖縄からの輸出（移出）品では黒糖に次ぐ貿易実績があったのである。常識的に考えると、先ず黒糖と泡盛を輸出品目として検討するのではなかろうか。

ではなぜ輸出品目の内訳に工業製品として黒糖が入り、泡盛が入らなかったのか。確かに、泡盛製造の中心地である首里は戦災による被害が特に大きく、戦前からの酒造場の多くが壊滅的な状況にあったことは事実である。従って、泡盛の輸出そのものが非現実的であったという考え方が一般的であろう。しかし、当時はまだ、戦前の泡盛製造業をけん引してきた製造ノウハウを持った技術者たちは多数存在していた。米軍政府の支援やガリオア資金の活用で、設備や材料などが揃えば容易に酒造場を再開させることができたはずである。人々は酒に飢え、民間での密造酒製造が増えていた。それに対して、昭和 21（1946）年、米軍政府は沖縄民政府を通じて官営の 5 工場を造らせるのだが、供給量が足りず、民間の密造酒製造は後を絶たなかった。この 5 工場の製造実績は不明であるが、原料調達にも苦勞していたようであるから製造量は少量であったことが推察される。この官営工場の設立という事実はいくまでもその場しのぎの意味合いとしか受け取ることができない。そこには産業として泡盛製造業を復活させるという意欲を感じることはできないのである。そして、戦後米軍が出した酒に関する法令には、以下に見られる特徴的な文言が入っていた。

⁴³ 萩尾(2004) 138 頁。

⁴⁴ 沖縄県酒造組合連合会（1980）『沖縄県酒造組合連合会史－戦後記録－』9-21 頁。

- ・琉球諸島米国海軍々政本部指令第 126 号（1946 年 3 月 13 日）「酒の醸造及分配の件」⁴⁵

第二条 二 総て酒は健全なる衛生的方法に従つてのみ醸造す。

食料として適当なる原料を使用することを禁ず。

- ・軍政府指令 31 号（1947 年 7 月 22 日）「酒」⁴⁶

1-b 酒造に使用する原料は、人間若しくは動物の消費に適しない食料に限る。

この用途のため輸入し、不良品となった食料がある場合は、当該食料が人間若しくは動物の消費に適していない旨を示した廃棄証明書で、軍政府係官が正式作成し署名した書類を添付する。(以下略)

- ・琉球列島米国軍政本部指令第 36 号（1948 年 10 月 25 日）「酒醸造について」⁴⁷

第四条 酒醸造に使用すべき材料は人畜の食用としての消費に適當でない食物に限定される。

イ 本目的の為に使用すべき輸入食料品は軍政府經濟部商務課の係将校の許可を受け及び食料品が人畜の食用として不適である旨を記し且つ署名した正式の証明書を受けなければならない。(以下略)

- ・琉球列島米国軍政府本部布令第 20 号（1950 年 7 月 13 日）「酒の醸造及び酒造税法」⁴⁸

三、(イ)甘藷、甘蔗のしぼり汁又は黒砂糖以外に酒の醸造に用いる原料は人畜の食糧及び飼料に適しない食料品に限る。(以下略)

(ロ)酒造原料に用いられる輸入食糧品は軍政府の係官が作成し署名してある不良品証明書、本食料品は食糧又は家畜の飼料として不適であると記載してある証明書を添付して認可されねばならない。(以下略)

1946 年から 1950 年に至る上記法令のいずれも、「酒の醸造に使う原料は人畜の食糧に適さないもの、また酒造原料に用いられる輸入食糧品には軍政府の許可を得た不良証明書を添付しなければならない」という点が明記されている。この法令が意味するものは、一体何であろうか。確かに 1946 年時点では、戦後すぐの食糧不足の状況があり、貴重な米を酒の原材料に使うことができなかったことは容易に想像できるが、1948 年の泡盛製造の民営化を経て、1950 年の酒の輸出許可が出る前後の時期まで同様の法令が出ていることは理解しがたい。図表 11 の戦前戦後沖縄における米の輸入生産比較表を見ると、1951 年からの輸入米、生産米の総量は戦前との比較において決して少ないとは言えない。無論、1945 年から 1950 年までの統計が出ていないので、米の供給量が充足していたとは断言できないが、1950 年の「食糧に適さない原料ということを証明する不良品証明書の提出しなければならない」という法令からは、何かの理由で泡盛製造そのものを制限する意図があったのではないかという疑問がでてくる。

⁴⁵ 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅳ）』101 頁。

⁴⁶ 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅳ）』386 頁。

⁴⁷ 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅳ）』505 頁。

⁴⁸ 月刊沖縄社（1983）『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（Ⅱ）』128 頁。

図表 14 輸入（ウイスキー、ビール、日本酒）・輸出（泡盛）実績比較

(輸入・輸出額 単位：戦前は円、戦後はドル)

(輸入・輸出高 単位：戦前、戦後とも Kg に換算)

年別		ウイスキー (アルコール飲料)		ビール		清酒 (日本酒)		泡盛	
和暦	西暦	輸入額	輸入高	輸入額	輸入高	輸入額	輸入高	輸出額	輸出高
昭和 14	1939	12,918	6,216	262,720	445,703	119,262	107,460	2,650,891	3,979,980
昭和 15	1940	33,308	14,045	247,187	383,568	56,095	44,100	3,240,147	3,432,240
昭和 28	1953	21,409	25,147	446,180	2,946,677	75,101	222,879	30,629	90,126
昭和 29	1954	23,247	20,492	506,212	3,440,823	78,551	202,322	55,686	160,188
昭和 30	1955	83,183	88,819	674,545	4,085,488	53,317	128,697	110,626	359,100
昭和 31	1956	279,037	321,958	745,277	4,629,894	51,489	118,654	130,124	514,800
昭和 32	1957	308,962	299,280	871,802	5,340,627	35,002	80,170	76,234	230,400
昭和 33	1958	972,963	1,052,933	1,012,297	5,762,561	31,768	77,666	68,801	269,853
昭和 34	1959	1,091,633	1,103,163	995,943	4,736,384	37,678	79,282	70,773	256,178
昭和 35	1960	779,619	663,565	822,213	4,375,206	25,439	58,156	63,017	255,449
昭和 36	1961	523,729	469,954	1,062,915	4,820,338	34,637	78,999	61,132	240,964
昭和 37	1962	516,301	429,350	794,399	4,211,209	40,572	93,070	69,192	261,825

(出所) 戦前は『沖縄県統計書』、戦後は『琉球統計年鑑』より作成

注：ウイスキーの項目は、戦前は洋酒、1953-58 はアルコール飲料、1959-62 はウイスキーとしての実績

沖縄における貿易の輸出入に関しては、戦前では、ウイスキー、ビールともに輸入（移入）先は日本本土が主で、日本酒は日本からの移入、泡盛は主に日本へ移出していた。戦後は、ウイスキー、ビールの輸入相手国は、主に米国、日本である。日本酒は日本からの輸入、泡盛は日本へ輸出している⁴⁹。

図表 14 は、沖縄における戦前戦後のウイスキー、ビール、日本酒の輸入（移入）、泡盛の輸出（移出）を金額並びに数量（kg）で比較した表である。この表を見ると、戦前と戦後では様相が全く逆転している。戦前は輸出超過であり、戦後は輸入超過である。特に、1950 年からは 1 ドル＝120B 円＝360 円の B 円高の状況下であるから、急速に輸入が増えることとなった。ジョニ黒、ジョニ赤、シーバースなどの洋酒が海外から輸入され、泡盛はシマーと呼ばれ、安い酒の代名詞のようになっていく。泡盛は、元々は酒（サキ）と呼ばれていたが、戦後、輸入酒が浸透していく中で、シマー（島の酒＝安酒）と輸入酒（島酒以外の酒＝高級酒）という対立する構図ができあがったと考えられる。輸入酒の沖縄への浸透は、沖縄の人々が米国への理解を深める要因となり、基地や基地を活用した新たな戦争（朝鮮戦争 1950-1953）への人々の反発心を和らげる要素にはなったと考えられる。沖縄の人々をアメリカナイズ（アメリカ化）させる使命を輸入酒もまた担っていたとすると、沖縄の伝統的な酒である泡盛の存在は疎ましいものであった。こうした一連の泡盛に対する米国の酒造政策にはこのような側面があったのではないかと考えられるのである。

第 2 に言えることは、戦後の泡盛製造業を復興させたのは、戦前からの酒造家を中心とした酒造組合であったのだが、その復興の過程で戦前には見られなかったメーカーごとのブランド化が急速に進展したことである。図表 15 は、沖縄県酒造組合連合会の歴代の正副会長であるが、5 代会長花城清用以降は、ほとんどが昭和 24 年の酒造民営化の際に免許を交付された人物であり、石川逢篤、佐久本政良、玉那覇有義ら戦前から酒造業に携わってきた者も多かった。言い換えれば、戦前の泡盛製造業の成功を自ら経験してきた者たちが生存していたことが、戦後の困難な状況を乗り越えるための大きな原動力となったと考えられる。彼らは組合として原料米の調達にあたり、成果を得る。本来、泡盛製造に欠かせないのは、原料米と黒麹菌である。現在においても泡盛の原料米の調達は、多くの場合、組合が一括購入し前年度の実績に基づき各酒造所に割り当てを行う方式を取っている。その意味では、日本酒のように各酒蔵がそれぞれ品種の異なる原料米を調達するのとは

⁴⁹ 戦前は、『沖縄県統計書』の「那覇港県外移出入品」統計表を参照。戦後は、『金融経済』の「国別、商品別輸入状況」統計表を参照。

方式が異なっている。そこからは泡盛製造業に携わる人々の共同体としての精神を感じることができる。沖縄には「ゆいまー」という言葉があり、直訳すると助け合い精神ということになるが、それは、良く言えば、公平、平等、他人に優しいというような意識、悪く言えば、横並び意識、他人より突出することを嫌う意識にも通ずる精神であろうか。ブランド化に関しても日本本土に比べて遅れたのは上で述べた共同体精神が多分に影響を与えたと考える。戦前は、「琉球泡盛」としてのブランド名しかなく、メーカーごとのブランド名はなかった。ところが、戦後になり法令で瓶などに泡盛の情報をレッテルに記載し、そのレッテルと蓋をしっかりと固定化することが義務付けられた。目的は確実な税の徴収であったが、このことがきっかけとなって瓶 1 本ずつを区別するためにブランド名を付けたラベルの普及が始まり、後のキャップシール制⁵⁰の採用で各社の個別ブランドの採用は一挙に進んだと考えられる。

図表 15 沖縄県酒造組合連合会 歴代正副会長

	会長	歴任期間	副会長
初代	永田亀作	昭和 3 (1928) 年～昭和 5 (1930) 年	
2 代	平尾喜三郎	昭和 5 (1930) 年～昭和 9 (1934) 年	
3 代	大城昌貞	昭和 9 (1934) 年～昭和 11 (1936) 年	佐久本政良
4 代	石川逢篤	昭和 11 (1936) 年～昭和 25 (1950) 年	
5 代	花城清用	昭和 25 (1950) 年～昭和 26 (1951) 年	
6 代	佐久本政良	昭和 26 (1951) 年～昭和 27 (1952) 年	崎山起松
7 代	赤嶺恒春	昭和 27 (1952) 年～昭和 28 (1953) 年	
8 代	山川宗道	昭和 28 (1953) 年～昭和 32 (1957) 年	佐久本政敦
9 代	崎山起松	昭和 33 (1958) 年～昭和 35 (1960) 年	島袋盛輝
10 代	玉那覇有義	昭和 35 (1960) 年～昭和 43 (1968) 年	慶佐次興栄
11 代	佐久本政敦	昭和 43 (1968) 年～昭和 45 (1970) 年	比嘉寅吉
12 代	崎山起松	昭和 45 (1970) 年～昭和 47 (1972) 年	慶佐次興栄
13 代	佐久本政敦	昭和 47 (1972) 年～昭和 51 (1976) 年	比嘉寅吉 玉那覇有義

(出所)『沖縄県酒連 50 年誌』

注：沖縄県酒造組合連合会は、戦後、米軍政下では「琉球酒造組合連合会」として活動している。

無論、日本本土の酒にブランド名の入ったラベルがついていることは沖縄の酒造家も戦前から知っていたのだが、「琉球泡盛」という単一ブランド名称を守り続けた裏にはこのような共同体精神が影響与えたと考えられるのではなかろうか。また、以下のような話もある。『日本醸界新聞』（1959 年 5 月 12 日）の「無臭“あわもり”生産へ 輸出窓口を一本化に」という記事の中に、その年の前年実績が 2,000 石余りと輸出が低迷した件に関して、以下のように書かれている。

「(琉球) 政府としては輸出窓口を一本化し品質の統一した製品を出荷しレッテルも「琉球泡盛」一本にし、一部個々に輸出しているメーカーは強制的に取り止めて中小メーカーは企業合同化を促進し、共同壺詰工場又は蒸溜機を設備し、さらに原料の共同購入を行いコストを安くしてマージンを多少でも多くし今後の輸出増加を見込んでいるようだ」⁵¹

この記事の輸出低迷の背景には、一部の業者が品質の悪い泡盛を好き勝手に輸出しており、それが悪評とな

⁵⁰ 萩尾(2004)によると「キャップシールとは泡盛販売容器のビンの蓋に塩化ビニール製のシールをかぶせて収縮させた表示シールのことで出荷される課税製品にキャップシールを貼るしくみであった。この制度は 1962 年 1 月から実施された」(138 頁)。

⁵¹ 『日本醸界新聞』（1959 年 5 月 12 日）

り結果として泡盛全体の輸出を減らしているという状況があった。その対策として組合が窓口を 1 本化し、ブランド名も「琉球泡盛」に統一、品質の良いものを輸出せよという話である。組合による原料の共同購入や設備の共用化によってコストを下げさせ、品質も安定させる代わりに個々にはなく共同で、「琉球泡盛」という単一ブランドを販売するという方針は、泡盛の古き良き時代の戦前に回帰しようという発想であり、個々のブランド名を持つ商品の増加を牽制する意味はあったであろう。

しかし、戦後の自由主義という時流には逆らえず、個々にブランド名を持つ商品は増えていった。昭和 37（1962）年の酒造組合名簿・商標一覧⁵²には沖縄本島、宮古島、石垣島、久米島などの 106 社のうち、100 社がそれぞれのブランド名を持っていることがわかる。その中には、大城酒造の「忠孝」、瑞泉酒造の「瑞泉」、比嘉酒造の「まさひろ」、中尾酒造の「菊の露」をはじめ、現在でも流通しているブランド名が数多くみられる。戦後の米軍政府下の泡盛製造業は、酒造組合による原材料の共同購入など戦前から続く共同体としての側面を残しながら、個々のメーカーがブランドを持つことによる自立化を始めた時期と捉えることが出来るであろう。

第 3 に言えることは、戦後の泡盛製造業の民営化をきっかけに、泡盛製造の中心が首里近辺から地方や離島へと移ったことである。図表 16 は、2023 年時点で現存する泡盛製造業 47 社の創業時代と創業地を一覧にした表であるが、終戦から 1958 年までの B 円時代に創業された企業が 28 社で全体のほぼ 60%を占めている。琉球王国時代からの酒造りの本場首里の 7 社は、創業が琉球王国時代、明治期、大正期であり、昭和以降に創業した会社は 1 社もない。また、創業時は首里であっても後に地方に移転した酒造所も多く、この 7 社のうち 2022 年 4 月時点において首里三箇⁵³で操業しているのは、瑞泉酒造、識名酒造の 2 社のみである⁵⁴。

図表 16 現存（2023 年時点）の泡盛製造業 47 社の創業時代・創業地一覧表

時代／地域	首里	那覇	南部	中部	北部	宮古	八重山	久米島	計
琉球王国時代	3								3
明治	3	2			1		1		7
大正	1				1				2
昭和戦前期					1	1	1		3
終戦～1958 年(B 円時代)		2	3	2	7	5	7	2	28
1959 年～71 年(ドル時代)					1				1
1972 年以降(本土復帰後)		1		1			1		3
計	7	5	3	3	11	6	10	2	47

（出所）『沖縄県酒造協同組合 HP』他より作成

注：2023 年時点の泡盛製造業 47 社は、2 組合、1 休業を含む

その一方、名護などの北部地方、宮古島を中心とする宮古地方、石垣島を中心とする八重山地方、久米島は、その多くが戦後の泡盛製造業復興期の創業であるが、北部地方、宮古地方、八重山地方、久米島を合わせると 2023 年時点では 29 社（内、1 社は休業中）が操業しており、全体の 62%を占めている。ではなぜ戦後これほどまでに首里が衰退したのか。図表 10 を再度確認すると、昭和 15 年時点で首里の酒造所は 48 社が存在していたが、現在ではわずか 2 社しかないのである。首里衰退の要因として考えられるのはおそらく以下のようなことであろう。

第 1 に、戦争中、首里には日本軍の司令部が置かれていたこともあり、特に甚大な被害を受け、酒造工場も復旧不可能なほどの状態であったことである。大城将保の「近現代の泡盛」の中に次の一節がある。

⁵² 佐久本(1998) 130～132 頁。

⁵³ 首里三箇は、首里にある鳥堀、崎山、赤田の 3 つの村を指す。

⁵⁴ 萩尾(2022) 65 頁。

「(首里) 三箇には、あるいは戦前の酒造設備がいくらか残っているかもしれないと期待をいだいて戻ってきたのであるが、なつかしい酒造場跡はこなごなに破壊されて、自分の屋敷跡さえさがしあぐねる状態だった。元「酒屋」たちは、野宿をしながら廃墟の上を確認して、瓦礫の山をほりかえしてみた。だが、器具はおろか、これだけとは思って地下に埋めておいた古酒壺も一つのこらず消えてしまっていた。ようやく焼け跡からみつけたのは、ぼろぼろになった蒸留器だけだった」⁵⁵

この一文を読むと戦後の首里が完全に廃墟と化しており、復興がどれほど難しいことが容易に想像ができるであろう。

第 2 に、戦前首里の工場で働いていた酒造り職人たちが戦災をむしろ独立の好機として捉え、地方や離島へと新たな製造場所を求めたと考えられることである。琉球王国時代の泡盛製造は首里三箇に限られていた。また、泡盛製造に携わる職人も「泡盛業界は世襲制をとっていて、“四十八職” といって四十八人が代々継いできた」と言われるように⁵⁶、親子、親戚縁者が後継者となってきた歴史がある。確かに、玉那覇姓などは首里や石垣島で泡盛製造を展開しており親戚縁者の可能性が高いと考えられている。また、親戚縁者ではなくても戦前から首里近辺で働いていた地方や離島出身の職人が徒弟制度のように年季が明け、地方や離島に帰り独立するというような習慣があったとも考えられる。これについては、確たる証拠はないのであるが、酒造りにも「糸満売り」のような習慣があっても不思議ではないからである。「糸満売り」は、漁業の盛んな糸満の漁師たちが、地方から子供を連れてきて、沖縄独自の漁法である追い込み漁を教え込み、グルクン（和名たかさご）などの魚を捕らせていたという話である。これは一種の人身売買であるが、子供たちは年季が明けると独立し、新たな漁場を求めて石垣島などに寄留（移住）していったのである。酒造りも技術職であるから、「糸満売り」のように幼少期から酒造りを仕込まれた職人たちはこの機に、地方や離島での独立を目指したと考えられるのではなかろうか。

しかし、戦後首里が衰退した本当の要因についてはよくわかっていない。いずれにせよ、戦後の泡盛製造業者が首里ではなく地方や離島へと製造場所を求め、結果として泡盛製造の中心が首里から地方、離島へと移ったことだけは確かな事実である。

昭和 62（1987）年 2 月 26 日の『醸界飲料新聞』第 88・89 合併号には、以下の記事が出ている。

「週刊ダイヤモンド 1986 年 11 月 15 日号によると、全国 83 業種別所得急伸ベスト 25 で、アルコール飲料ベスト 25 社中、久米島の久米仙（合資会社仲里酒造、島袋周仁社長）が第 3 位にランクされ、菊之露（下地潔社長）が第 5 位で共に上位を占めている。ちなみに仲里酒造が申告所得 1 億 3,700 万円。前年比伸び率 181.6%、菊之露酒造が 1 億 1,100 万円。前年比伸び率 141.3%となっている」⁵⁷

仲里酒造（現株式会社久米島の久米仙）は久米島、菊之露酒造は宮古島と共に離島の企業である。仲里酒造は昭和 24（1949）年、菊之露酒造は昭和 3（1928）年の創業である。現在もこの 2 社は泡盛製造業のリーディングカンパニーであるが、地方や離島にはその他にも業績の良い会社がある。

離島や地方の企業が戦後躍進した理由としては、戦争による被害が沖縄本島に比べて少なく企業の立ち上げが容易だったこと、戦前は、泡盛製造業はあらゆる面で首里を中心に回っていたが、戦争により販売面などで既存の秩序が崩れ、新興の酒造家が入り込む機会が増えたことなどが考えられる。戦後の泡盛復興の中心となったのは首里の酒造家たちであったが、その後の主役が戦前期首里に後塵を拝していた地方や離島の酒造家に交代していくことになる。

⁵⁵ 大城（1988）167 頁。

⁵⁶ 『青い海』（1975）9 月号「座談会 あわもりを語る」17 頁 花城清用談。

⁵⁷ 『醸界飲料新聞』第 88・89 合併号（1987）

4 おわりに

戦後米国が沖縄を統治していく背景には、当時の米ソを中核とする東西冷戦があった。その中で日本を自由主義陣営のパートナーに引き入れるためには日本の経済的な復興は最重要課題であり、沖縄の基地建設もまた決して譲ることのできない問題であった。そして、当時のあらゆる産業が程度の差こそあれこの米国の政治的な意図の影響を受けたのである。

泡盛製造業はその中でも特にマイナス方向の影響を受けた産業であった。戦前期の沖縄では泡盛製造業は砂糖製造業に次ぐ花形産業であった。それが戦争によって工場が破壊されただけではなく、戦後の復興期には政策上の冷遇を受けていた。政府貿易の品目にも入れてもらえず、ようやく民間貿易が始まる時期においても「原料は家畜の餌にもならないものを使え」という法令は、あまりにも厳しいと言わざるを得ない。これでは上質な酒が造れる道理はなかった。米国が意図的にこのような酒造政策を取ったであろうことは想像に難くないが、それが非常に巧妙に仕組まれていたという印象を受ける。泡盛製造業はその政策によって、産業としての発展を阻害されることになる。泡盛が酒で、ウイスキーへの代替が可能であったこと、しかも、1ドル＝120B 円＝360 円であったから、ウイスキーが海外から大量に入ってきた。そのウイスキーは沖縄の人々の心をアメリカに対して好意的にさせることができたという点に大きな意味があった。基地への反発心をウイスキーが和らげてくれる側面があったとも考えられるのである。

しかし、そのような苦しい状況にもかかわらず、泡盛製造業の人たちは酒造業復興に向けてよく努力したという印象を受ける。おそらく戦前の泡盛製造業の栄華を知る酒造家たちの思いが戦後の復興につながったのであろう。戦前のように酒造組合を組織し、原料米の購入などで泡盛製造を推進し、実績も徐々にではあるが上がっていった。しかし、そこにはすでに戦前のような泡盛の消費市場はなくなっていたのである。沖縄では B 円高によって日本本土の 1/3 の価格でウイスキーが輸入されていた。日本本土においては、戦災を経て戦前の泡盛の消費市場そのものがなくなっていた。戦後 20 年を経ても泡盛の輸出高が戦前の 10 分の 1 にも届かなかった理由がそこにある。

そして戦前と戦後では、泡盛の製造場所に大きな変化がみられた。それは首里の衰退と地方や離島の躍進である。泡盛は、琉球王国時代には首里三箇の 40 人にしか製造が許されていなかった、言わば王国の酒である。沖縄の伝統工業の代表格が泡盛であり、その本場が首里であった。明治期以降、紆余曲折を経ながらも戦前期までは首里はその地位を守っていたが、戦後その地位を地方や離島の酒造所に明け渡すことになった。

このように見てくると、米軍政府下の時代、特に B 円時代は、泡盛製造業にとっては苦難の時代であったと言える。しかし、その一方で、現存の泡盛製造業の 60%がこの時期に立ち上がっているのである。言い換えれば、この苦難の時期こそが復興への足掛かりを作り、現在の泡盛製造業の基盤を作ったと言うことができるのではなかろうか。

<参考文献>

泡盛道場ホームページ (<https://awamori-good.jp>)。

うるま新報社 (1948-1949) 『うるま新報』

大城将保 (1988) 「近現代の泡盛」『沖縄酒造協同組合 10 周年記念誌』沖縄酒造協同組合。

沖縄県 (1883-1940) 『沖縄県統計書』

沖縄県 (1968-1975) 『沖縄統計年鑑』

沖縄県 (2005) 「第 2 次沖縄県産業振興計画～県内産業の競争力の強化と新事業の創出に向けて～」。

沖縄県 (1972) 『沖縄県史 第 3 巻各論編 2 経済』

沖縄県酒造協同組合 (2007) 『沖縄県酒造協同組合三十周年史』

沖縄県酒造組合連合会 (1977) 『沖縄県酒造組合連合会誌』

沖縄県酒造組合連合会 (1980) 『沖縄県酒造組合連合会史－戦後記録－』

沖縄県酒造組合連合会 (2000) 『沖縄県酒連 50 年誌』

沖縄県酒造組合連合会ホームページ (<https://okinawa-awamori.or.jp>)。
 沖縄朝日新聞社 (1953)『沖縄大観』
 小野一一郎 (1968)「沖縄における日本円の消滅－B 円軍票のメカニズム－」『経済論叢』102(1)。
 青い海出版社 (1975)『月刊 青い海』9月号。
 月刊沖縄社 (1983)『アメリカの沖縄統治関係法規総覧 I－IV』
 GEKKAN OKINAWASHA (1983) *LAWS AND REGULATIONS DURING THE U.S. ADMINISTRATION OF OKINAWA 1945－1972*.
 小西史郎 (2022)「昭和初期の泡盛製造業における酒造組合の意義－東京琉球泡盛商組合を中心に－」
 『法政大学 大学院紀要』第 89 号。
 佐久本政敦 (1998)『泡盛とともに－佐久本政敦自叙伝－』ボーダーインク社。
 釀界飲料新聞社 (1969-)『釀界飲料新聞』
 南島社 (1933-1934)『南島 郷友版』
 日本酒類研究会 (2008)『知識ゼロからの泡盛入門』幻冬舎。
 日本釀界新聞社 (1947-)『日本釀界新聞』
 萩尾俊章 (2004)『泡盛の文化誌 沖縄の酒をめぐる歴史と民俗』ボーダーインク社。
 萩尾俊章 (2022)『泡盛をめぐる沖縄の酒文化誌』ボーダーインク社。
 山内昌尚 (2004)『戦後沖縄通貨変遷史－米軍統治時代を中心に－』琉球新報社。
 琉球銀行調査部 (1956-1957)『金融経済』
 琉球銀行 (1962)『琉球銀行十年史』
 琉球銀行調査部 (1979)『沖縄の伝統産業 沖縄の酒－泡盛』
 琉球銀行調査部 (1984)『戦後沖縄経済史』
 琉球新報デジタルサービス (<https://ryukyushimpo.jp>)。
 琉球政府 (1957)『琉球要覧 第 1 巻』
 琉球政府 (1958)『琉球要覧 第 2 巻』
 琉球政府 (1959)『琉球要覧 第 3 巻』
 琉球政府文教局 (1961)『琉球史料 第六集 経済編 1』
 琉球政府文教局 (1962)『琉球史料 第七集 経済編 2』
 琉球政府文教局 (1963)『琉球史料 第八集 経済編 3』
 琉球政府計画局統計庁 (1957-1967)『琉球統計年鑑』